ごみ処分手数料が改定されます

～事業者のみなさまへ～

事業所から出される一般廃棄物の処分手数料と、市民が引越しなどにより発生した大量のごみを直接市の環境センターに運んで処理する場合の処分手数料の改定が4月1日から実施されます。

ごみ1トンの焼却処理に要する費用は約10、000円で、埋め立て処分や汚水処理にかかる費用も含めると約17、000円になります。一方、事業所から収集運搬許可業者をとおして徴収する現行の処分手数料は2、000円で、焼却処理原価の18％です。那覇市が徴収している処分手数料は、他の都市と比較しても低い額になっています。

事業者が収集運搬許可業者と結ぶ契約料金には、ごみの収集・運搬のための経費と処分手数料が含まれています。4月から改定されるのは、市の環境センターにごみを搬入する際に支払う処分手数料のみです。改定後の契約に際しては、その点も含めて許可業者とご相談ください。

事業所から出される事業系ごみの分別・資源化が不徹底のため燃やすごみとして持ち込まれたごみの中にビンや缶などの資源ごみが大量に混じっていることがあります。そのために焼却炉の能力低下や最終処分場への埋立量の増加の原因になっています。ごみを出す場合は、分別を徹底し、資源は直接またはごみ収集業者に引き渡すようにしてください。

詳しいことは、環境センター☎889-0594　環境整備課☎888-5017　環境業務課☎889-3092までお問い合わせください。

ごみ処分手数料新旧対照

改定前		改定後	
区分	料金	区分	料金
事業所が排出した一般廃棄物	10キログラムまでごとに20円	事業所が排出した一般廃棄物	10キログラムまでごとに40円
市民が排出した250キログラム以上の一般廃棄物	250キログラム150円 250キログラムを超える場合は、10キログラムまでごとに6円を加算する	市民が排出した250キログラム以上の一般廃棄物	250キログラム300円 250キログラムを超える場合は、10キログラムまでごとに12円を加算する

収集運搬経費が7,500円で、ごみ量が同じ場合

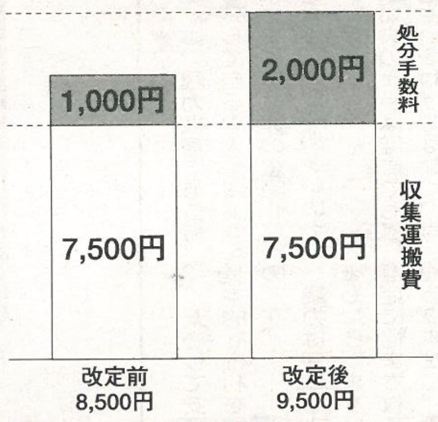

上図のとおり、ごみ量が同じであれば、収集運搬経費は変わらず、処分手数料のみ上乗せされることになります。

ごみの分別・資源化について

事業者の方へのお願い

現在、環境センターには、資源（特に古紙類）がはいった混合ごみが多量に搬入されており、焼却炉の能力低下や最終処分場への埋立量の増加の原因となっています。

そこで那覇市では、このような状況を改善するために、
①搬入されてくるごみがきちんと分別されているか、定期的に検査を実施します。
②資源が混合して入っているごみについては搬入を禁止することもあります。

事業所からごみを出す場合は必ず分別し、資源は直接またはごみ収集業者を通して資源回収業者に引き渡してください。

環境シリーズ ⑦

音のマナーと楽しみ

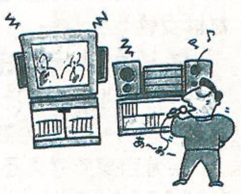

私たちのまわりにはさまざまな「音」が混在しています。環境を考える上で生活から生じる音も重要なポイントになっています。

そこで今回は「生活騒音」と「音の楽しみ」についてお話しいたします。

◎生活騒音について

私たちの快適な生活を脅かすさまざまな音の害。周囲への配慮が欠けた生活騒音は身近な環境汚染です。

ボリュウムをいっぱいに上げたテレビ・ラジオ・オーディオ・、ピアノなどの楽器演奏、冷暖房の室外機、集合住宅での飛び跳ね・ドアの開閉、自動車・オートバイのクラクションやエンジンの空ぶかし・・など。

時間と状況を考え、マナーを守って、お互いにいい音環境で生活しましょう。

◎音の楽しみについて

くらしや自然の中には聞き流すのがもったいないようなグッドサウンドがあります。自分だけの音のアルバムを作ってみませんか。

例えば那覇らしさをテーマにした「音の風景MAP」。各地域の特色、伝統行事などをイメージさせる音をさがしましょう。

首里の芸大から流れてくる三線の響き、国際通りで交わされる観光客のお国言葉、漫湖の水鳥の羽ばたき、波の上ビーチで遊ぶ子どもの声、各地域でのエイサー練習など、音の散歩が楽しめます。

音の環境を考え、耳にもやさしいまちにしましょう。

詳しくは環境保全課
☎862-9199まで

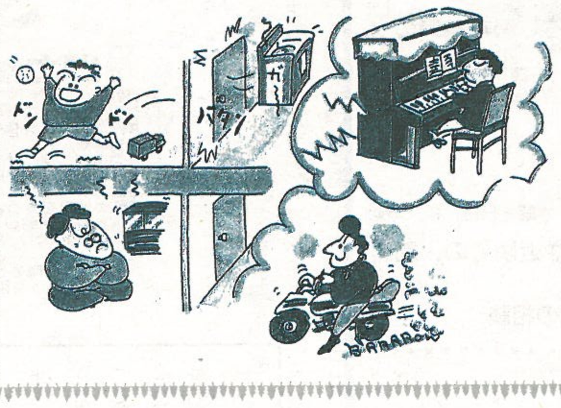

国保にも海外療養費制度ができました

～国民健康保険法の改正により2001年1月1日から～

国保に加入されている方が、海外渡航中に病気やケガで治療を受け、実費を支払った場合でも、帰国後、必要書類を提出して認められると、療養費の支給として、国内での保険給付相当分（7割又は8割）の払い戻しを受けることができます。

《療養費の支給対象となる疾病などの範囲》
～国内における保険診療の範囲内～

区分	疾病などの内容
支給対象となる	日本での保険適用（診療）の疾病などの治療費
支給対象とならない	日本で保険適用されていない治療や、心臓・肺などの臓器移植、人工受精での不妊治療、性転換手術などの医療費
	治療目的で海外の医療機関にかかった場合の医療費

《療養費の支給申請手続き》

① 海外の医療機関で受診した際、担当医師などから診療内容や支払った費用についての証明書をもらってください。
② 帰国後、国保課の窓口で申請手続きをしていただき、その診療内容を審査し、後日、払い戻しを受けることになります。ただし、払い戻される金額は、日本で同様の保険診療を受けた場合を標準として決定されます。この場合、支給が決定された日の為替レートによって換算されます。
③ 手続き期限は、診療を受けた日の翌日から2年以内です。

【申請のときに必要なもの】
保険証、世帯主の印鑑、振込先の預金通帳（郵便局を除く）

療養費支給申請書＋診療内容明細書＋領収明細書＋日本語の翻訳文※

※外国語で作成されている場合は日本語の翻訳文（翻訳手数料は自己負担）
⇧
翻訳者の住所と氏名を記載

◎提出に必要な書類は、国保課の窓口に備えつけてあります。
海外に行かれるときは、「診療内容明細書」と「領収明細書」の用紙（様式）を窓口でもらって、ご持参されてください。
詳しくは、国民健康保険課　給付係　☎862－4262まで

固定資産課税台帳を縦覧します。

平成13年度固定資産税の課税の基礎になる固定資産課税台帳を次のとおり縦覧します。

この機会にあなたの資産の状況や評価額、税額などについてお確かめ下さい。

縦覧できる方は那覇市内に所在する土地、家屋及び償却資産などの所有者またはその代理人に限られます。

所有者本人は印鑑を所有者以外の方は所有者の実印を押した委任状及び印鑑証明書をご持参してください。

縦覧期間　平成13年3月1日（木）から3月21日（水）まで
（土曜・日曜日及び休日を除く）
午前8時30分～午後5時まで

縦覧場所　資産税課（本庁2階）
☎862－5320

壺川区画整理事業地区内市有地売却について

市有地を、次のとおり一般競争入札で売却します。

入札に付す物件の表示

物件番号	物件の区画整理街区符号（所在地番）	地目	地積
（1）	壺川区画整理事業地内11街区7画地（那覇市字壺川53番17の仮換地先）	宅地	53.99㎡
（2）	壺川区画整理事業地内17－4街区6画地（那覇市字壺川53番16の仮換地先）	宅地	240.62㎡
（3）	壺川区画整理事業内17－6街区3画地（那覇市字壺川53番15の仮換地先）	宅地	98.88㎡
（4）	壺川区画整理事業地内17－2街区9画地（那覇市字壺川53番9の仮換地先）	墓地	35.16㎡

入札申込期間
平成13年2月2日（金）から2月16日（金）

入札実施日
平成13年3月1日（木）

申込及び問い合わせ先
管財契約課管材係（本庁6階）
☎862－9904